

平成27年11月10日

関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下「機構」という。)は、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等(以下「本事業」という。)に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第54条第1項に規定する対象事業者と支援内容について、法第46条第1項に基づき民間資金等活用事業支援委員会において以下の通り決定しました。

## 1. 本事業の概要について

本事業は、新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」という。)が、関西国際空港の 国際拠点空港としての機能の再生及び強化、大阪国際空港の環境に配慮した都市型空港と しての運用、利用者ニーズに即した空港アクセス機能の強化等を目指し、関西国際空港及 び大阪国際空港両空港に係る運営権を設定し、民間事業者に実施させるものです。

当該民間事業者は、そのノウハウを最大限活用しつつ、投資に対する収益に関し自らリスクを取る統治体制に移行することで、より効率的で緊張感のある経営を実現できる仕組みを確立し、民間事業者の柔軟な創意工夫による、空港ビジネスの展開を目指します。

新関空会社は、運営権対価の収受により債務の早期の確実な返済を行い、関係者間の連携の下、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大を図ります。

## 2. 対象事業者について

対象事業者は、オリックス、ヴァンシ・エアポート コンソーシアム (ORIX・VINCI Airports Consortium) が中心となって設立する特別目的会社です。

## 3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して出融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。 出融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ(http://www.pfipcj.co.jp/index.html)での公表を予定しています。